

(1) 技術提案の先行きの閉塞感～提案内容・評価方法の標準化～

・総合評価方式による入札の拡大に伴い、受・発注者双方の入札に伴うコスト・事務量の負担は激増している。

発注者側：1件あたりの入札参加企業数が多く、審査件数も比例して増加。

受注者側：入札案件毎に技術提案の作成するための費用、労力が必要。

・総合評価方式の拡大により、受注側の技術提案内容、発注側の評価方法が標準化（レベル化）の傾向にある。

発注側：透明性・公平性のある評価基準や評価方法の策定が困難。

受注側：技術提案内容に“差”がつきにくい。

結果

・技術提案内容よりも予定価格や低入札調査価格の分析の深さが受注を左右している。

(2) 真の競争性が確保されていない現在の入札・契約制度

・近年、社会的には入札参加企業数が多いほど競争性は担保されるという考えが主流である。

そのため、  
・1件あたりの入札参加企業数は20～30社と多い。  
・多くの非落札者が技術提案に労力を費やすことになる。

・必要以上の入札参加企業を募り、技術提案を求めるものの、落札者以外の提案が採用されていない。

・発注側も多くの提案の評価に係る行政コストがかさむ。

従って

・技術提案に費やす労力を建設技術の向上・開発に注ぐべき。

これにより、  
・社会資本の適切な維持管理や品質の向上につながる。

・国際競争力を高められる。

(3) 地域の実情と乖離している入札・契約制度

・地方自治体の入札契約には議会承認というプロセスが加わる点が、中央省庁の案件と異なる。

・地方自治体の発注者が「技術提案で価格を逆転した」点を議会で説明することは並大抵ではない。

・公務員の削減傾向にあることから、技術的な判断ができる地方公務員の維持が厳しい状況である。

・市町村では、総合評価方式を形式的に導入し、大半の案件は従来の指名競争入札を継続している発注者も多い。

・地方の安全や雇用維持を主眼としている業行政策において、全てに一般競争入札プラス総合評価方式を導入必要性の有無について議論が優先されるべき。

(4) 現場の品質向上につながらない現在の総合評価制度

・技術提案により現場で生産した建設物の品質向上の有無について明確に示されていない。

・技術提案に求める項目と建設物の品質と一致していないケースが多いためである。

○品質低下を招くと予測される過度な工期短縮

○品質とは関係のない雇用関係や団体保険の加入状況

いわば

・品質確保の目的から乖離して、企業選別的手段としての評価項目を設定している。

(5) 技術者重視主義が生む弊害

・発注者が、入札参加資格要件や企業評価として、監理技術者の経歴に過度なウエイトを置く傾向にある。

・受注者は、技術者の確保に労力を掛けている。

・経験豊富な技術者を重宝するため、若手技術者の代替わりが進まない状況が生じている。

・公告から契約までの長期化により、「監理技術者の塩漬け」が顕在化している。

(6) 企業評価と入札・契約制度運用とのアンバランス（案）

・企業評価の「ものさし」として、経営事項審査、発注標準、入札参加資格要件、総合評価方式における評価項目等があるものの、それぞれについて運用性が統一されていない。

・格付けのランクによっては、企業数に比べて発注件数が極端に少なくアンバランスになっている。

・発注標準そのものが、指名競争入札制度を前提として設定されている。

(7) 変革する入札・契約制度に対応できない上限拘束制度

・設計変更の恒常化。

・予定価格に対する国民の誤った理解（落札率の一人歩き）。

・技術提案を求めているながら、予定価格を上限とする矛盾。

・予定価格は真の技術力を評価する仕組みの構築を阻害している。

・予定価格の持つ意味を再考する時期に来ている。

(8) 多くの弊害をもたらしている建設業界の二者構造

二者構造の弊害

・閉塞した二者構造により国民に発信すべき情報は伝わり難い。

・依然として受・発注者間の片務性が解消されない旧態の関係。

・利害関係の調整や不当な癒着を監視する中立的組織の不在。

・二者構造では、公共工事を国民目線の立場を取り入れた関係が構築できない。

・地方自治体に対するアドバイザー的存在が不在。

従って

・品質確保の観点からも発注者・受注者の協調関係を築くために第三者を加えた新たな構造変換が必要である。